

平成 23 年  
第 3 回 飯塚市議会会議録第 6 号

平成 23 年 7 月 7 日 (木曜日) 午前 10 時 01 分開議

議事日程

日程第 21 日 7 月 7 日 (木曜日)

第 1 総務委員長報告 (質疑、討論、採決)

- 1 議案第 51 号 平成 23 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 2 議案第 52 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 56 号 財産の取得 (消防ポンプ自動車)
- 4 議案第 61 号 平成 23 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 5 議案第 62 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

第 2 市民文教委員長報告 (質疑、討論、採決)

- 1 議案第 53 号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例

第 3 経済建設委員長報告 (質疑、討論、採決)

- 1 議案第 54 号 土地の処分の議決事項の変更 (ケンコーコム株式会社工場等用地敷)
- 2 議案第 55 号 土地の処分の議決事項の変更 (ケンコーコム株式会社工場等用地敷)
- 3 議案第 57 号 市道路線の廃止
- 4 議案第 58 号 市道路線の認定
- 5 議案第 59 号 専決処分の承認 (平成 23 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 6 請願第 1 号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両 (車幅 2.5m 以上) の通行禁止を求める請願

第 4 常任委員会の閉会中の継続審査事件

第 5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 60 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議案第 63 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

第 6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 13 号 原子力発電からの脱却に関する意見書の提出
- 2 議員提出議案第 14 号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第 15 号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第 16 号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第 17 号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第 18 号 中学校歴史・公民教科書採択に関する意見書の提出

第 7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書の報告 (平成 22 年度飯塚市一般会計)
- 2 報告第 9 号 継続費繰越計算書の報告 (平成 22 年度飯塚市水道事業会計)

- 3 報告第10号 平成22年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 4 報告第11号 平成22年度飯塚市土地開発公社の決算
- 5 報告第12号 平成23年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 6 報告第13号 平成22年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算
- 7 報告第14号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算
- 8 報告第15号 平成22年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 9 報告第16号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 10 報告第17号 平成22年度財団法人サンビレッジ茜の決算
- 11 報告第18号 平成23年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算

## 第8 署名議員の指名

## 第9 閉会

### 会議に付した事件

### 議事日程のとおり

#### 議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。総務委員会に付託していましたが「議案第51号」、「議案第52号」、「議案第56号」、「議案第61号」、及び「議案第62号」、以上5件を一括議題といたします。総務委員長長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

#### 16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域振興費の旧4町地区まちづくり支援事業費に関して、旧4町地区のまちづくりを推進するとあるが、具体的にどのようなことを行っているのかということについては、旧4町のうち過疎地域に指定されている筑穂地区から取り組みを開始しており、まちづくりという難しい課題と向き合いながら、その地域にあったまちづくりについて市民と職員によって構成されたワークショップにおいて検討を行っている。今回の補正予算は、まちづくりをさらに効果的に進めるため、各地域でまちづくりを行う団体に、まちづくりの技術指導やサポート等の事業を委託するための経費であるという答弁であります。

次に、商工業振興費に関して、プレミアム商品券による経済効果はどの程度見込んでいるのかということについては、今回、総額2億2千万円の商品券を発行する予定であるが、福岡県が作成した「福岡県地域間産業関連表による経済波及効果の分析」に基づき計算した結果、4億700万円の経済効果が見込まれるという答弁であります。

次に、中心市街地活性化基本計画策定事業に関して、東日本大震災以降、国の状況も変わってきているが、基本計画における国の補助を確実に受けることができるのかということについては、今後、国の予算の見通しについては不透明な部分があると考えているが、内閣府および所官官庁等と事前協議を行いながら、確実に予算の確保をして、計画を進めていきたいという答弁であります。

次に、最終的な中心市街地活性化基本計画はいつまでに策定されるのかということについては、関係者と協議を詰めながら、12月までに基本計画を確定したいと考えているという答弁であります。また審査の過程において、旧4町地区におけるまちづくり支援事業等のソフト事業に比べ、中心市街地活性化基本計画にはかなりの予算が組まれ、ハード事業の具体

的な取り組みが見られるが、市全体のバランスを考えれば旧4町地区に対するハード事業についても取り組みを活性化させてほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、および「議案第56号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上2件については執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」、および「議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書並びに議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市庁舎問題検討委員会委員はどのような構成となるのかということについては、学識経験者、市民団体および公募委員で構成し、委員数は23名以内を予定しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

私は、ただいまの総務委員長報告のうち「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について賛成の立場から討論を行います。中心市街地活性化事業に関して不動産鑑定料183万9千円と、区画整理事業調査委託料5325万円が計上されています。計画は来年度から5カ年の間に12のハード事業と30のソフト事業が行われることになっています。来年3月の内閣総理大臣の認定を受けるために今年12月までに基本計画を策定する必要があります。この区画整理は地権者が73人にも及ぶもので、困難が予測され期日までに基本計画が策定されるのか危惧されます。また、この事業計画はさまざまな事業が検討され、飯塚市25億5千万円、国43億円、福岡県24億8千万円また、民間事業者26億7千万円、総事業費120億円というものです。無駄はないのか。無理はないのか。十分論議を尽くして慎重に計画していただきたい。このことを申し上げて私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」、「議案第52号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、「議案第56号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、「議案第61号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」及び、「議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第53号」を議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました、「議案第53号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第53号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第54号」、「議案第55号」、「議案第57号」から「議案第59号」、までの3件、及び「請願第1号」、以上6件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました、議案5件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第54号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」及び「議案第55号 土地の処分の議決事項の変更(ケンコーコム株式会社工場等用地敷)」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の使用貸借特約期間延期の申し出は当該企業の経営状況や雇用状況を勘案した上の判断であると考えが、今後の経営状況等の変化に伴い再度延期の申し出がなされる可能性はないのかということについては、今回の申し出に伴い、当該企業と今後の成長戦略等に関する協議を行い検討した結果、再度の延長には至らないと判断しているという答弁であります。

次に、使用貸借特約期間の期限までには約2年間あるにもかかわらず、なぜこの時期に相談があったのかということについては、本企業は業界の競争激化に伴い、売上は上昇しているにもかかわらず利益は減少し、厳しい状況にあることから、企業としても誠実な対応を心がけ、時間的な余裕を持って事前に相談がなされたものと受けとめているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 市道路線の廃止」、及び「議案第58号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、い

ずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 専決処分の承認（平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、請願書における市道のうち幅員が5メートル未満の道路は全長167メートルあるということだが、この部分については車両制限令が適用されるのかということについては、本請願は車両制限令第6条第2項に基づき大型車両の通行を制限するよう求めているものと考え、道路幅員5メートル未満の部分においては300メートル以内の区間ごとにすれ違い可能な箇所があり、道路の幅員から0.5メートルを減じても車両の幅は2.5メートルを確保できることから、当該道路については車両制限令第6条第1項に該当すると判断され、大型車両については通行可能と判断しているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本件については現地調査を行い、より慎重に審査すべきであるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」は十分な審査もしないままで、先送りせず、6月定例議会で採択すべきであると考えます。明星寺地区採石場の周辺地域では、生活道路や通学路である狭い市道を大型ダンプトラックが頻繁に通行するため、地域住民は長い間、振動と騒音、粉じんに苦しめられ、交通事故の危険と道路の損傷に悩み続けています。この請願は、この地元住民の苦難を解決するために、車道幅員が5メートル未満の箇所の通行禁止及び通学路の通行制限の措置を直ちに取ることを求めるもので、飯塚市自治会連合会々長、鎮西地区自治会長会々長並びに明星寺、明星寺団地、潤野上区、小正浦ノ原、小正1区の5自治会長が連名で提出したものです。7月4日に行われた経済建設委員会における請願審査では、地域住民の被害と苦しみの実情は把握されないままです。土木管理課長が委員の質問に答えて、300メートル以内にすれ違い可能な箇所があるので、車両制限令第6条の1項に該当するとした上で、車両幅員は0.5メートルを差し引いても車幅2.5メートルより広いので大型車両は通行できると判断すると述べました。あとで見解を述べますが、私はこの判断は車両制限令の理解としては適切ではないと考えます。いずれにしても、経済建設委員会はこの答弁を受けて現地をまだ把握していないので今後、現地調査をしたいという意見が出されたため、審査はわずかな時間で打ち切れ、継続審査としました。地域住民の苦しみに市議会が心を寄せるならば、会期中に現地に出かけて道路の形状はもちろんだ大型ダンプトラックの通行の状況、住民の生の声を把握して、スピード感のある審査を行い採択すべきです。そこで、先ほどの大型車両は通行できるという判断に対して、私の見解を述べます。すれ違い可能な箇所があるというのが、車両制限令第6条の1項に該当すると市が判断する唯一の根拠です。しかし、すれ違い可能な箇所という規定は車両制限令のどこにもありません。あるのは待避所という規定です。すれ違い可能な箇所と待避所は、車両制限令においては同じ意味ではありません。車両制限令第6条の1項に該当し大型車両

が通行できると判断するためには、おおむね300メートル以内の区間ごとの待避所が必要になります。市道では1日の通行量が500台未満となる道路に関して、道路構造令は第30条で待避所について「第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。1点目、待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。2、待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。3、待避所の長さは、原則として20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。」、このようになっています。しかし、現地には300メートル以内に待避所はありません。したがって、車両制限令第6条の1項ではなく2項に該当し、車道幅員5メートル未満の箇所は車幅2.5メートルの大型ダンプトラックが通行できないことは明らかです。

以上で、私の討論を終わります。

議長（兼本鉄夫）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第54号 土地の処分の議決事項の変更（ケンコーコム株式会社工場等用地敷）」、「議案第55号 土地の処分の議決事項の変更（ケンコーコム株式会社工場等用地敷）」、「議案第57号 市道路線の廃止」、及び「議案第58号 市道路線の認定」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第59号 専決処分の承認（平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。会議規則第98条の規定により、総務委員会から、「コミュニティバスの運用について」を厚生委員会から、「市立病院の運営について」、「高齢者福祉対策について」、及び「子育て環境について」、以上3件を、市民文教委員会から、「学校施設等の再編について」を経済建設委員会から、「オートレースの運営について」、「産業振興について」、及び「建設行政について」、以上3件を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいという申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、申し出のとおり、それぞれ付託いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、総務委員会に、「コミュニティバスの運用について」を、厚生委員会に、「市立病院の運営について」、「高齢者福祉対策について」、及び「子育て環境について」、以上3件を、市民文教委員会に、「学校施設等の再編について」を、経済建設委員会に、「オートレースの運営について」、「産業振興について」、及び「建設行政

について」、以上3件を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ、調査終了まで付託することに決定いたしました。

「議案第60号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第60号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。平成23年9月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市有井353番地13 酒見一夫氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第63号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第63号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第63号は議会選出の監査委員につきまして、飯塚市枝国386番地2 佐藤清和氏を同委員に選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第13号」から「議員提出議案第16号」までの4件を、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

議員提出議案第13号から議員提出議案第16号までの4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件は、いずれも意見書案でありお手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「原子力発電からの脱却に関する意見書（案）」は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、資源エネルギー庁長官あてに、「東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長あてに、「公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、総務大臣あてに、「原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、資源エネルギー庁長官あてに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第13号 原子力発電からの脱却に関する意見書の提出」、「議員提出議案第14号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出」、「議員提出議案第15号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第16号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第17号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。9番 松本友子議員。

9番（松本友子）

議員提出議案第17号について、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。14番 守光博正議員。

14番(守光博正)

公明党議員団を代表致しまして、ただ今の議員提出議案第17号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書案に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、少人数学級を編成するにあたっては、学校長や自治体の意向を踏まえた教員の加配が、大前提であると考えます。一律に35人の上限を押し付けるのではなく、チームティーチングなどの学校の実情にあった学校現場の自由な裁量こそが大事だと考えます。そういう意味では、むしろ市町村の学級編成に関する裁量こそを強く主張すべきであると言えるでありましょう。授業や学力との関係においては必ずしも学級規模が小さければ効果が高まるという直線的な関係ではないという指摘もあり、複数担任制度など様々な学校の選択裁量の余地も必要であると考えます。

また、今後、小学校2年生以上の学級編成改定少人数学級推進にあたっては、公明党主導で反映された今回の法案の修正内容にもある通り、安定財源確保が重要であり、そこを言及せずに少人数学級の推進ばかりを求めるのは、配慮に欠けているかと思われれます。国庫負担割合を前に戻すということは、全体の議論の流れの中では、妥当ではなくむしろ、教育予算をしっかりと守った上で、地方そして、教育現場の自由度を増していく方法にどんなものがあるのかという真摯な議論こそが、国会には求められていると考えます。

以上のような観点から、議員提出議案第17号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書案に反対を致します。

議長(兼本鉄夫)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第17号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第18号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

20番(明石哲也)

議員提出議案第18号について、提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「中学校歴史・公民教科書採択に関する意見書(案)」は第11地区教科用図書採択協議会あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

議員提出議案第18号 中学校歴史・公民教科書採択に関する意見書(案)について反対討論をおこないます。教科書採択を文部省は次のように示しています。

市町村教育委員会が採択するとなっておりますが、本来、教材教具を選ぶ権利は教師にあります。教師の採択権を奪っています。採択にあたって教師に意見、要望を県・市町村教育委員会に積極的に反映させていくことが必要です。今年は改悪教育基本法に沿う新学習指導要領のもとでつくる会の自由社版、歴史と公民教科書。日本再生機構教科書改善の会の育鵬社版、歴史と公民教科書。計4冊が採択の対象となります。自由社、育鵬社の社会科教科書は、戦争美化、個人より国家を重視、愛国心を強調、男女平等を否定、日本国憲法を否定しています。採択しないように求める根拠はここにあります。現場教職員は選定委員会に対して意見を反映することができます。採択区内の市町村教職員に対して、父母地域住民として自由社、育鵬社の社会科教科書は採択しないように申し入れ、面談、委員会会議傍聴など働きかける必要があります。県教育委員会に対しては日本国憲法の原則に基づいて、採択してはならないの意見を求めることもできます。その際、公開しているそれぞれの教科書の編集趣意書に基づいて批判することもできています。

このことから、この意見書は日本の将来を担う中学校の国民性の形成は歴史・公民教育が基本であると一方的に決めつけ、現場職員や住民の声を聴くことを妨げるおそれがあります。

以上で私の反対討論を終わります。

議長(兼本鉄夫)

ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第18号 中学校歴史・公民教科書採択に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第8号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成22年度飯塚市一般会計)」についての報告を求めます。財政課長。

財政課長(石田慎二)

報告第8号についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。報告第8号の「繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、平成22年度の一般会計におきまして繰越明許費を設定いたしておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の27ページに記載しております「繰越明許費繰越計算書」により説明いたします。27ページの一番上段に記載しております2款 総務費、1項 総務管理費の地域公共交通体系再検討調査等委託料から、次のページ、28ページの一番下に記載の13款 災害復旧費、5項 その他公共及び公用施設災害復旧費の各所災害復旧工事までの計40件の事業につきましては、主に平成22年度の国の補正予算に伴う「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」並びに「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」の緊急総合経済対策事業を平成23年度にかけて実施するもの、および災害復旧事業など、年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の計の欄に掲げておりますように、合計で7億240万

7931円を平成23年度へ繰り越しいたしております。

以上、ご報告させていただきます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第9号 継続費繰越計算書の報告（平成22年度飯塚市水道事業会計）」、及び  
「報告第10号 平成22年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上2件の報告を求めます。上下水道部総務課長。

上下水道部総務課長（諫山和敏）

報告第9号「継続費繰越計算書」についてご報告いたします。議案書の29ページをお願いします。本件は、地方公営企業法施行令の規定に基づき継続費逐次繰越に関し報告するものであります。議案書の30ページをお願いします。第8期拡張事業費でございますが、事業名「高度浄水施設整備事業」につきまして、平成22年度年割額として、1000万円を計上いたしておりましたが、（堀池浄水場施設工事に於いて）平成22年度の出来高払いが発生いたしませんでしたので、その全額を翌年度へ逐次繰越し使用するものであります。

以上、簡単ですが継続費繰越の報告を終わります。

次に、報告第10号「平成22年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越について」ご報告いたします。議案書の31ページをお願いします。本件は、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。議案書の32ページをお願いします。建設改良費でございますが、事業名施設整備事業につきまして、主に国土交通省との協議が発生し年度内完了が見込めないため、総額で1億1043万円を平成23年度へ繰り越したものであります。

以上、簡単ですが予算繰越の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第11号 平成22年度 飯塚市土地開発公社の決算」及び「報告第12号 平成23年度 飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。国県道対策室主幹。

国県道対策室主幹（栗原和彦）

議案書33ページ報告第11号から38ページの報告第12号まで、飯塚市土地開発公社の報告をいたします。まず、最初に、議案書の33ページをお願いします。報告第11号平成22年度飯塚市土地開発公社の決算をご説明いたします。別冊になっております飯塚市土地開発公社の決算書をお願いします。1ページをお願いします。平成22年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数4件、面積9767平方メートルを4億905万7千円で買収する計画がありましたが、平成22年度の買収事業といたしましては、赤坂地区排水路敷等の用地買収で、面積4542平方メートルを事業費1498万8600円で買収いたしました。なお、その他の事業につきましては、平成23年度以降へ繰り越し、引き続き実施の予定です。3ページをお願いします。事業の説明でございます。ただいま、説明いたしました事業の実施状況を、事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。4ページをお願いします。土地開発公社の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出ですが、収入決算額1048万9160円、支出決算額958万9160円となっております。5ページをお願いします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額15億4295万730円、支出決算額15億5221万

1510円となっております。6ページをお願いします。損益計算書でございますが、平成22年度は、当期純利益として90万円となっております。7ページをお願いします。貸借対照表でございます。資産合計19億1963万4994円、負債合計19億1072万6698円となっております。また、負債と資本の合計は19億1963万4994円となっております。次の8ページから13ページまでに、キャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表等を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の34ページをお願いします。報告第12号 平成23年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算をご説明いたします。次のページをお願いします。平成23年度の事業計画でございます。特別分3件、面積で5225平方メートル、事業費といたしまして、3億9406万8千円を平成22年度からの継続事業と予定しておりますが、当年度におきましては、事業を計画いたしておりません。次の36ページから38ページまでに、ただいま、説明いたしました事業計画に基づき作成しました、予算、予算実施計画を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告第11号及び報告第12号の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第13号 平成22年度 財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算」及び「報告第14号 平成23年度 財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。管財課長。

管財課長（高瀬英一）

財団法人飯塚市都市施設管理公社の平成22年度決算及び平成23年度の事業計画及び予算の報告をいたします。

議案書の39ページをお願いいたします。報告第13号 平成22年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算についてご説明いたします。別冊になっております飯塚市都市施設管理公社決算書の1ページをお願いいたします。平成22年度の事業報告になりますが、総括にあげておりますように受託事業といたしまして、市民広場の管理業務などの5つの業務を実施しております。2ページをお願いいたします。受託事業総括表に5つの受託事業の受託金額、受託概要について記載しております。それから3ページから5ページにかけて、この5つ事業につきまして、それぞれ受託金額、施設の管理状況等について記載しております。内容の説明については省略させていただきます。次に6ページをお願いいたします。平成22年度の収支決算ですが、当期収入合計、中ほどのA欄の決算額は1億873万3787円で、当期支出合計、下から3行目のC欄の決算額は1億873万9837円で、当期の収支差額は6050円のマイナス決算となっております。これを前期繰越収支差額366万7452円で補填し、次期繰越収支差額は、366万1402円となっております。なお、7ページから9ページにかけて正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の財務諸表をつけております。また10ページから12ページにかけて決算監査意見書をつけておりますが、内容については省略させていただきます。

次に議案書の40ページをお願いいたします。報告第14号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画及び予算についてご説明いたします。41ページをお願いいたします。平成23年度の事業計画になりますが、平成22年度の受託事業と同じく、市民広場の管理業務など5つの受託事業となっております。42ページをお願いいたします。平成23年度の予算ですが、事業計画に基づきます受託事業の収支予算の総額は、1億2274万4千円と定めております。前年比で815万2千円の増額予算となります。増額

の主な要因は、公園管理事業の増に伴う、従事する職員を3名増員し、現在までの2名から5名とする人件費の増によるものです。なお、43ページに収支予算書をつけておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上簡単ですが、報告第13号及び第14号の説明を終わらせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

報告第14号 平成23年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の事業計画についてお聞きいたします。新公益法人制度に対する対応について、どのようになされておられるかお聞かせいただけますか。

議長（兼本鉄夫）

管財課長。

管財課長（高瀬英一）

新公益法人制度への移行につきましては、平成25年度11月末までに何らかの形で移行の手続きをとるということになっておりますが、現在は5年間の移行期間という形になっておるかと思っておりますが、その件につきましては、予定といたしましては平成23年12月までに一定の方針を固めまして、平成24年4月以降に申請の手続きをとるといった予定になっております。

議長（兼本鉄夫）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 平成22年度 財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第16号 平成23年度 財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（千代田一敏）

報告第15号 平成22年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算について、及び報告第16号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算についてご報告いたします。

議案書の44ページをお願いいたします。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものです。決算につきまして、別冊の教育文化振興事業団の決算書により報告させていただきます。別冊の決算書の1ページをお願いいたします。教育文化振興事業団の業務は、飯塚市から委託を受けた文化会館管理業務とその他管理受託事業を併せた6件からなっております。まず、文化会館管理業務からご説明いたします。文化会館業務に係る人件費等として、教育文化振興事業団管理運営補助金2999万2千円、及び1億1757万3千円で文化会館の管理委託業務を行っております。また、使用料徴収額3334万3799円は市に納付しております。1ページの下の方から2ページをお願いいたします。文化会館以外の管理受託業務5件の概要を記載しております。3ページをお願いいたします。平成22年度の理事会の議決事項を記載しておりますが、それぞれの理事会で承認を得た議決事項ですので説明は省略させていただきます。4ページをお願いいたします。文化会館の管理運営業務の報告でございます。5ページから8ページまでにつきましては文化会館の施設の利用状況を記載しております。9ページから10ページにかけては、文化会館以外の受託事業5件の管理業務を記載しておりますので説明は省略させていただきます。11ページをお願いいたします。このページは、平成22年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告であります。決算額の当期収入合計額は2億1877万9372円で、当期支出合計

額は2億2893万3488円であり、当期収支差額は1015万4116円の赤字となっております。よって、前期繰越金3003万3723円から補填し、1987万9607円を平成23年度に繰り越すものです。12ページに正味財産増減計算書、13ページに貸借対照表、14ページに財産目録を載せております。また、15ページは事業団の監査結果でございますので、説明を省略させていただきます。決算については、以上でございます。

次に報告第16号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算についてご報告いたします。議案書の45ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものであります。46ページから47ページをお願いいたします。平成23年度の事業計画につきましては、事業団として市から委託を受けた文化会館を含む6施設の管理運営を実施してまいります。また、事業団独自の公益文化事業として昨年度から実施しておりました、小学校への出前講座などの継続事業と併せ、新たに7事業を実施するように計画しております。48ページをお願いいたします。平成23年度の予算でございます。予算は、収入及び支出ともに、2億2426万6千円でございます。収入の主なものは、文化会館管理受託収入、補助金収入及びその他の受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。49ページから51ページまで、予算の明細書を添付いたしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

報告第16号 平成23年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画についてお聞きいたします。先ほどと同様、新公益法人制度に対する対応をお聞かせください。

議長（兼本鉄夫）

生涯学習課長。

生涯学習課長（千代田一敏）

公益法人へ移行するため、いま現在、準備を進めているところでございますが、現時点においては平成23年12月までに最初の評議員選任方法の認可申請を行うようにしております。最終的には24年12月までに申請を終えるようなところで、準備にいま入っているところでございます。

議長（兼本鉄夫）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。「報告第17号 平成22年度 財団法人サンビレッジ茜の決算」及び「報告第18号 平成23年度 財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（久保山博文）

報告第17号 平成22年度 財団法人サンビレッジ茜の決算について及び、報告第18号 平成23年度 財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算について報告いたします。議案書の52ページをお願いいたします。まず、報告第17号 平成22年度 財団法人 サンビレッジ茜の決算についてご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものです。

別冊となっております、財団法人 サンビレッジ茜の平成22年度 事業報告及び決算書、公益事業の1ページをお願いいたします。財団法人 サンビレッジ茜公益事業は、住民の野

外活動の振興、福祉の向上を目指し、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与するため、勤労者等の余暇活動や青少年の健全育成を目的としております。事業内容としては、1ページから5ページにかけて記載いたしておりますように、サンビレッジ茜の経営受託、野外活動の振興及び勤労者の余暇活動に関する調査、野外活動、研修、各種イベント等の企画・運営及び指導、スポーツ団体・学校団体等の交流促進対策、公共団体及び民間団体等の当該関連施設と連携する共同事業の開発、その他この法人の目的を達成するために必要な事業に取り組んでおります。これら事業に関する決算としては、6ページから8ページに収支計算書を添付しており、収入の決算額は、7166万3162円、支出の決算額は、7210万8798円でございます。22年度収支決算で、44万5636円、累計で206万8765円のマイナス決算となっております。以下、9ページから貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び、監査報告書を添付しております。

次に、収益事業について報告いたします。別冊となっております、財団法人 サンビレッジ茜の平成22年度 事業報告及び決算書、収益事業の1ページをお願いいたします。財団法人 サンビレッジ茜収益事業は、公益事業の付随的事業目的であり、事業内容としては1ページに記載しておりますように、効率的な事業運営の推進、地域（施設）の特性を活かしたメニュー開発と顧客の獲得、人材育成と適切なサービスの提供に取り組んでおります。3ページをお願いいたします。この収益事業に関する収入の決算額は、1561万9609円で、支出の決算額につきましては、4ページに掲載しておりますように1709万3907円でございます。差し引き、147万2298円のマイナス決算ですが、累積で127万3749円を次年度への繰り越しを行っております。以下、5ページから収益事業損益計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書を添付しております。公益事業、収益事業ともども詳細な説明につきましては、省略させていただきます。

再び、議案書53ページをお願いいたします。報告第18号 平成23年度 財団法人 サンビレッジ茜の事業計画及び予算についてをご説明いたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものです。議案書54ページをお願いいたします。平成23年度 財団法人 サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、議案書54ページから56ページに記載いたしておりますとおり、事業の基本方針をはじめ、7項目の事業に取り組んでまいります。まず、公益事業の予算としては、57ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の9136万1千円を予定いたしております。内容につきましては、以下、58ページから60ページに記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。議案書61ページをお願いいたします。次に、収益事業といたしましては、記載のとおり、公益事業の付随的収益目的として各種事業に取り組む予定で、これに要する予算として、62ページに掲げておりますとおり、収入・支出同額の2100万円を予定いたしております。内容につきましては、以下、63ページから64ページに記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが、報告第17号 平成22年度 財団法人 サンビレッジ茜の決算について及び、報告第18号 平成23年度 財団法人 サンビレッジ茜の事業計画及び予算についての報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。署名議員を指名いたします。4番 宮嶋つや子議員、27番 森山元昭議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成23年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間おつかれさまでした。

午前 11 時 13 分 閉会



出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	兼本鉄夫	15番	石川正秀
2番	藤本孝一	16番	上野伸五
3番	八児雄二	17番	吉田健一
4番	宮嶋つや子	18番	秀村長利
5番	平山悟	19番	藤浦誠一
6番	江口徹	20番	明石哲也
7番	永末雄大	21番	田中博文
8番	佐藤清和	22番	鯉川信二
9番	松本友子	23番	松延隆俊
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	小幡俊之	25番	古本俊克
12番	梶原健一	26番	瀬戸元
13番	田中裕二	27番	森山元昭
14番	守光博正	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

都市建設部次長 中園 俊 彦

副 市 長 田中 秀 哲

会計管理者 遠藤 幸 人

教 育 長 片峯 誠

管財課長 高瀬 英 一

上下水道事業管理者 梶原 善 充

財政課長 石田 慎 二

企画調整部長 小鶴 康 博

国県道対策室長 栗原 和 彦

総務部長 野見山 智 彦

上下水道部総務課長 諫山 和 敏

財務部長 実藤 徳 雄

生涯学習課長 千代田 一 敏

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

都市建設部長 定宗 建 夫

上下水道部次長 杉山 兼 二

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

